

事務所ニュース

労働保険事務組合
第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18
TEL. (075) 864-3336
FAX. (075) 864-3367

〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

スポット

歩合給めぐるトラブル回避へ 「仕事完成」の条件を明確に!

画期的発見と期待されたSTAP細胞は、残念な結末となりそうです。本稿執筆時点で最終判断が下されていないので、コメントは差し控えます。

科学論文は、感情の入る余地のない厳密で客観的なものというイメージがあります。しかし、その執筆・発表をめぐる様々な「人間ドラマ」が展開されます。

万全な証明に時間を費やしている、論文発表で先を越されるおそれがあります。だからといって、研究の途中で「手のうち」を明かしてしまつと、誰かに最終成果を奪われる結果になりかねません。

発表のタイミングをめぐる、研究者たちの間では「生き馬の目を抜

く」ような駆け引きが繰り返されていきます。どのような条件がそろえば、研究完結とみなすのかは、なかなか難しい問題です。

話のレベルは小さくなりますが、人事労務関連でも難しい判断が求められる場面があります。営業社員を対象に、歩合給制を採っている企業は少なくありません。

ノルマに追われた営業社員が、上司に「ほぼ契約のメドがついた。後はハンコを押すだけ」などと報告するのはよくあるパターンです。

しかし、その後、いつになっても契約締結・商品納入等の手続は履行されません。本人が退職した後で、すべては砂上の楼閣だったことが判明します。

このため、「すべての代金が払い込まれた段階で、はじめて歩合給を支給する」という経営者もおられます。しかし、歩合給は請負契約の報酬とは異なります。営業社員として所定の役割を果たし、後の処理は社内支援部門にバトンタッチしたのであれば、その時点で賃金の請求権が発生します（明野住宅歩合給請求事件、大阪地判平4・2・26）。

仕事の完成を見極めるのは難事ですが、それを口実に「当然、もらえるはずの歩合給」の支払を渋っていると、営業社員の士気にも影響します。どの時点で歩合給の請求権が生じるのか、経営者・上司・本人の間で、キチンと確認を取っておく必要があるでしょう。



年齢給と標準生計費

知って得する



賃金実務

年齢給一本で賃金を決める会社は、まずないといってよいでしょう。一方、最近では、仕事給一本を標榜する会社が増加傾向にあります。

しかし、その運用の内実をみると、やはり、年齢とある程度、リンクしている感は否めません。

第1に、年齢と知識・技能は平行して高まるとは言い切れませんが、一定程度の相関関係は認められます。「亀の甲より、年の功」という格言は今でも生きています。第2に、労働力市場をみても、年齢に応じた「相場」が形成されています。単純作業では顕著では

賃金の決定要素の1つに、「年齢」があります。

25歳の人と45歳の人では、賃金の「世間相場」が異なります。このため、基本給体系を決める際、職能給、職務給等と年齢給を組み合わせる会社も少なくありません。

ありませんが、管理・技術職等では、40〜50歳代の人であれば、それなりの金額を用意する必要があります。

幅広い経験に報いる 世帯人員増加を考慮

でしよう。

仕事給（職能給、職務給など）と年齢給（本給と呼ぶ会社もたくさんあります）を組み合わせた併存型体系を採れば、年齢に応じた賃金水準の違いについて、従業員の納得を得やすいといえます。

年齢給には、どの年齢階層に重点を置くかで、いろいろなパターンが考えられます。

- 年齢間のピッチは一律
 - 特定の年齢階層（多くは中堅層）でピッチを大きめに設定
 - 一定年齢で頭打ち、または減少
- 年齢給は、基本的には生活給的性格が濃厚なので、どの年齢階層なら、どの程度の生活資金（賃金の最低保障）が必要なのかを考慮して、賃金カーブを設定します。年齢給カーブの設定を決める際、

参考資料として使われるのが、人事院の標準生計費です。全国単位（表参照）のほか、都道府県の人事委員会でも集計を行っています。自分の会社では、従業員が平均して何歳で結婚し、何歳で第1子を産むか等を考慮しながら、その

表 費目別、世帯人員別標準生計費(全国、平成25年4月)

| 費目 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 食料費 | 26,470 | 30,270 | 42,780 | 55,270 | 67,760 |
| 住居関係費 | 49,860 | 52,580 | 47,360 | 42,150 | 36,930 |
| 被服・履物費 | 4,410 | 4,390 | 7,630 | 10,860 | 14,100 |
| 雑費 I | 29,140 | 50,650 | 64,720 | 78,780 | 92,850 |
| 雑費 II | 10,920 | 30,830 | 32,730 | 34,620 | 36,510 |
| 計 | 120,800 | 168,720 | 195,220 | 221,680 | 248,150 |

世帯人員数に見合った賃金を受け取るように年齢給の賃金テーブルを策定します。

しかし、近年、生活設計が多様化し、「何歳くらいで結婚するのが当たり前」といったいい方が通じなくなっています。35歳くらいまでは年齢に応じた昇給を実施し、そこそこの生活が保障できる水準に達したら、それ以降は年齢給を頭打ちにするといった仕組みも提唱されています。